

○川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例

平成 8 年 3 月 2 9 日

条例第 1 2 号

改正 平成 1 1 年 3 月 1 6 日 条例第 1 7 号

平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日 条例第 4 1 号

平成 2 3 年 9 月 2 6 日 条例第 8 3 号

(題名改称)

(目的)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 4 条の規定に基づき、障害者及びその介護者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することにより、障害者及びその介護者の経済的負担の軽減及び障害者の自立の促進を図ることを目的とする。

(平成 1 6 条例 4 1 ・平成 2 3 条例 8 3 ・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者で療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 この条例において「介護者」とは、次に掲げる障害者に現に付き添って介護をしている者（障害者 1 人につき、障害者に付き添って介護をしている者が 2 人以上いる場合は、1 人に限る。）をいう。

- (1) 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる者のうち 1 2 歳未満の者
- (2) 前項第 1 号に掲げる者のうち 1 2 歳以上の者で当該身体障害者手帳に第 1 種身体障害者である旨の記載があるもの
- (3) 前項第 2 号に掲げる者
- (4) 前項第 3 号に掲げる者のうち 1 2 歳以上の者で当該精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級又は 2 級である旨の記載があるもの

(平成11条例17・一部改正)

(使用料等の減免)

第3条 障害者又はその介護者が公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定める施設の使用料等を減額し、又は免除することができる。

(平成23条例83・一部改正)

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月16日条例第17号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日条例第83号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。